平成２４年（フ）第１５９号
東京都昭島市拝島町３丁目11番６―403号
債務者　奈良　好子
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　智子
4　破産債権の届出期間　平成24年４月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月15日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２号
東京都昭島市上川原町２丁目23番１号
債務者　南部　名頼
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本山　正人
4　破産債権の届出期間　平成24年４月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月18日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３号
東京都昭島市上川原町２丁目23番１号
債務者　南部　蘭子
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本山　正人
4　破産債権の届出期間　平成24年４月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月18日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３２２号
千葉県佐倉市鏑木町１丁目８番地５　リバーサイドコーポ103
債務者　日下部和己
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酒井　正利
4　破産債権の届出期間　平成24年３月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月29日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第７０号
相模原市中央区相模原３丁目１番14号　ステップⅠ―305号
債務者　味澤　和代（旧姓信田）
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関戸　淳平
4　破産債権の届出期間　平成24年３月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月29日午後３時10分
6　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第７２号
神奈川県座間市ひばりが丘５丁目16番25号
債務者　内田　謙一
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関戸　淳平
4　破産債権の届出期間　平成24年３月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月29日午後３時20分
6　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第４０８号
神奈川県藤沢市鵠沼海岸７丁目７番14号
債務者　畠山　浩雍
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　種村　　求
4　破産債権の届出期間　平成24年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月４日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３３０号
神奈川県大和市西鶴間４丁目８番26号
債務者　星　　義男
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅村　嘉久
4　破産債権の届出期間　平成24年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月６日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４３２号
東京都福生市熊川1636―12、住民票上の住所神奈川県厚木市愛甲910番地１　コープ野村６―301
債務者　澁谷　弘三
1　決定年月日時　平成24年３月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三谷　　淳
4　破産債権の届出期間　平成24年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月７日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４３３号
東京都福生市熊川1636―12、住民票上の住所神奈川県厚木市愛甲910番地１　コープ野村６―301
債務者　澁谷　真弓
1　決定年月日時　平成24年３月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三谷　　淳
4　破産債権の届出期間　平成24年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月７日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４２号
東京都町田市山崎町2130番地山崎団地７―９―302
債務者　菊池　武彦
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　弘康
4　破産債権の届出期間　平成24年４月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月15日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２４７号
神戸市東灘区魚崎北町６丁目10番15号　サンシャイン甲南301号
債務者　山内純一路
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬合　孝一
4　破産債権の届出期間　平成24年４月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月23日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９６号
宮城県大崎市田尻沼部字新寺前15番地　田尻横須賀住宅３―11号
債務者　山田とし子
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木洋一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第２５号
群馬県邑楽郡大泉町大字吉田2366番地の１
債務者　喜屋武ビヨレッタこと　オゴスコ　デキヤブ　ビヨレッタ
1　決定年月日時　平成24年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上野　俊夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月28日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第２６７号
愛知県岩倉市神野町又市321番地１　ジャルダンＮＩＷA102号
債務者　村瀬　拓也
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上野　泰好
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部